

令和2年1月31日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	97トン	超過済
		0.1トン	97トン	超過済
3	クリーム	29トン	29トン	超過済
		7.8トン	29トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	31,124トン	19,588トン
		2,319トン	25,692トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,460トン	708トン
		7.7トン	1,451トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	243トン	超過済
		13トン	56トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	16トン	超過済
		0トン	16トン	超過済
8	バターミルク	188トン	20トン	168トン
		5.6トン	12トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	32,680トン	35,245トン
		9,903トン	17,061トン	超過済
10	その他の乳製品	12,628トン	6,602トン	6,026トン
		4,548トン	5,442トン	超過済
11	バター	15,408トン	18,590トン	超過済
		731トン	18,058トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	61,204トン	48,762トン
		66,343トン	29,724トン	36,619トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	3,912,733トン	1,975,023トン
		112,572トン	1,947,163トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	877,545 トン	440,658 トン
		188,490 トン	170,909 トン	17,581 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	441,296 トン	359,327 トン
		714,372 トン	441,296 トン	273,076 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	3,050 トン	超過済
		72 トン	2,987 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	5,554 トン	10,856 トン
		2,905 トン	4,990 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	107,542 トン	57,322 トン
		161,600 トン	107,542 トン	54,058 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	11,811 トン	10,263 トン
		22,074 トン	11,811 トン	10,263 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	1,081 トン	684 トン
		858 トン	1,041 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	1,134 トン	超過済
		6.9 トン	43 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	24,661 トン	12,659 トン
		22,927 トン	14,304 トン	8,623 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	138 トン	234 トン
		344 トン	138 トン	206 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	4,542 トン	5,021 トン
		1,792 トン	2,255 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	192 トン	超過済
		101 トン	192 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	2,556 トン	3,711 トン
		79 トン	1,457 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	9,074 トン	12,037 トン
		98 トン	1,244 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
		8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
29	生糸	479 トン	194 トン	285 トン
		475 トン	194 トン	281 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。